

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾） Q & A

No.	種別	質問	回答
追加 (R8.6.24)	給付額の増額	既に第4弾の申請をされていて10万円の給付を受けていますが、追加支援を受ける手続きは必要でしょうか。	既に給付済みの申請者については、新たにお手続きは不要となります。追加支援を行う旨の通知を、郵送でお送りいたしますので、内容をご確認ください。
追加 (R8.6.24)	給付額の増額	既に第4弾の申請をしていますが、まだ10万円の給付を受けていません(申請手続き中)。追加支援を受ける手続きは必要でしょうか。	既に申請済みの方についても、新たにお手続きは不要となります。別途、事務局より追加支援を行う旨の重電話連絡を行いますので、お待ちください。
追加 (R8.6.24)	給付額の増額	追加支給の1万円は必ず受領しなければなりませんか？	受領を辞退することも可能です。すでに10万円の給付を受けた方については郵送にて、申請中でまだ10万円の給付を受けていない方については電話にて、受領意思の確認を行いますので、辞退を希望する場合はお申し出ください。
1-1	制度	どのような支援金ですか？	エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響が続いている市内の中小企業者等の事業継続を支援することを目的としております。
1-2	制度	国、県、市の他の支援金等を受給しています。併給は可能ですか？	本支援金は、他市の支援金等や本市の他の支援金等を受給している場合でも併給可能となっておりますので、ご申請ください。ただし、他支援金等の規定における併給可否及び条件につきましては、他支援金等の事務局等にご確認ください。
1-3	制度	支援金の使い道の制限はありますか？	特に制限はありません。用途は自由です。
1-4	制度	対象となる費用とは何ですか？また、水道代は含まれますか？	①光熱費（電気、ガス（LPガス含む））②燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）③原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）です。なお、水道代は含まれません。
1-5	制度	対象となる中小企業者の要件のうち、「従業員の数」としてカウントする「常時使用する従業員」とは？	「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）になります。 ・個人事業の代表者や法人の代表者・役員は含まれません。 ・正規社員だけでなく、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員等についても、「予め解雇の予告が必要」な場合はカウントし、従業員数を記載してください。 ※「予め解雇の予告を必要とする者」とは、正規・非正規を問わず次の要件に該当する者を除く全員が該当します。 ①日雇い入れられる者 ②2か月以内の期間を定めて使用される者 ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 ④試の使用期間中の者
1-6	制度	新規開業者は対象になるのか？	対象となります。ただし、令和8年3月末までに開業し、事業を開始していることが必要です。開業日については次の書類の写しの提出で確認します。 【電子申告（e-Tax）している場合】 (1) 法人 法人設立届出書（受信完了の印字があるもの） または電子申告した際の受信通知（メール詳細） (2) 個人 個人事業の開業・廃業等届出書（受信完了の印字があるもの） または電子申告した際の受信通知（メール詳細） 【書面申告している場合】 (1) 法人 法人の設立等報告書（県税事務所の收受日印があるもの） または法人設立・設置届出書（市税事務所の收受日印があるもの） (2) 個人 個人の事業の開始等の報告書（県税事務所の收受日印があるもの）
2-1	申請	申請にはどのような書類の提出が必要ですか？	申請書、誓約書・同意書、通帳の写し、確定申告書の写し、本人確認書類の写し（個人）、国民健康保険の加入が分かる書類※等の写し（個人）等のほか、次の書類の提出が必要です。 ・光熱費（電気・ガス（LPガス含む））：利用額、利用者、利用月、利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガス使用量のお知らせなど ・燃料費（ガソリン等）：利用日、利用額、品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など ・その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。 ※具体的な提出書類は、「申請の手引き」36ページを参照してください。
2-2	申請	申請書に記入する金額は税込と税抜、どちらに合わせるべきでしょうか？	税込と税抜のどちらかに合わせてあれば、どちらでも構いません。（税抜と税込を混在させないでください。）
2-3	申請	確定申告書の收受日印が廃止されたのですが？	令和7年1月から、国税庁による確定申告書や法人設立届出書等の控えへの收受日付印の押印が廃止されました。これに伴い、確定申告書等の確認を要する本支援金の申請手続きにおいても、国税庁が提示している申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法に基づき、必要書類を設定していますので、詳細は「申請の手引き」11ページ「確定申告書等への收受印の押印が廃止されました」をご確認ください。
2-4	申請	電気料金やガス料金の領収書を紛失してしまいました。どのようにすればよいでしょうか？	電力会社・ガス会社の領収書を紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。また利用額、利用者、利用月、利用会社を確認できれば、WEBページのスクリーンショットでも可です。
2-5	申請	電気料金のみで3万円を超えていますが、ガス料金やガソリン代の領収書も必要ですか？かかっている経費の領収書は全て必要ですか？	3万円を超えた場合はその他の経費の記載や領収書等の提出は不要です。申請書に記載した経費の分のみ領収書等を提出してください。（申請書に記載していない経費の領収書は不要） 例1）電気料金で3万円以上であれば、ガス料金やガソリン代等の領収書等は必要ありません。 例2）燃料費についてレギュラーガソリンで3万円以上であれば、軽油などその他の領収書等は必要ありません。
2-7	申請	オンライン申請の場合、基本情報を入力すれば、申請書の記載は不要ですか？	お手数をおかけしますが、オンラインの基本情報と申請書はそれぞれ記入をお願いいたします。
2-8	申請	オンライン申請をしたく、特設WEBサイトの「申請はこちら」ボタンをクリックしたが、入力画面にならない。	お使いのインターネット環境のバージョンが古い可能性があります。Google ChromeもしくはMicrosoft Edgeへの切り替えをご確認ください。

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾） Q & A

No.	種別	質問	回答																
2-9	申請	オンライン申請で書類を添付する場合は携帯などで撮った写真でもいいですか？ また、データ形式に指定はありますか？	写真もしくはスキャンをしたpdfファイルどちらでも大丈夫です。iPhoneで画像をアップロードする場合は、拡張子「HEIC」以外でお願いいたします。 ※見切れている、ぼやけている、薄くて（暗くて）見えないなど、記載内容の確認が困難な書類は無効となりますのでご注意ください。																
2-10	申請	社会福祉法人ですが、申請書（様式第1号）の「業種・資本金・従業員数」の欄はどこに記入したらよいですか？	申請書（様式第1号）の「申請者の業種」の該当する業種にチェックし、「常時使用する従業員の数」を記入してください。 なお、社会福祉法人の場合は、「資本金の額又は出資の総額」の欄の記載は不要です。 （学校法人、医療法人、NPO法人、組合等も同様です。） ※資本金のない法人の場合は、「常時使用する従業員の数」が各業種ごとに規定される規模以下の場合に対象となります。 ※基本金や基本財産は資本金として扱いませんので、従業員数のみで判断してください。																
2-11	申請	電気料金、ガス料金が2か月合算で請求されており、1か月分の金額が出せません。どうすればよいですか？	2か月分の金額を2で割っていただき、対象月の費用としてください（小数点以下切り捨て）。 <例> ガス料金の10月と11月の合算請求額 65,231円 65,231円 ÷ 2 = 32,615円（10月分または11月分の費用として申請可能）																
2-12	申請	複数の法人を営んでいる場合、それぞれの法人で申請することはできるのか？	それぞれ申請することが可能です。 給付要件をそれぞれの確定申告書類にて確認し、要件を満たしていることが確認できれば複数の法人に給付します。																
2-13	申請	申請書の取得方法を教えてください。	支援金の申請書は、市役所及び各区役所で配架しています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>配布場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市役所</td> <td>高層階7F Aカウンター</td> </tr> <tr> <td>中央区役所</td> <td>きぼーる11F 中央区総務課カウンター</td> </tr> <tr> <td>花見川区役所</td> <td>1F 情報コーナー、2F 花見川区総務課</td> </tr> <tr> <td>稲毛区役所</td> <td>1F 情報コーナー</td> </tr> <tr> <td>若葉区役所</td> <td>3F ロビー</td> </tr> <tr> <td>緑区役所</td> <td>2F ロビー</td> </tr> <tr> <td>美浜区役所</td> <td>1F 情報コーナー、3F 美浜区総務課</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	配布場所	千葉市役所	高層階7F Aカウンター	中央区役所	きぼーる11F 中央区総務課カウンター	花見川区役所	1F 情報コーナー、2F 花見川区総務課	稲毛区役所	1F 情報コーナー	若葉区役所	3F ロビー	緑区役所	2F ロビー	美浜区役所	1F 情報コーナー、3F 美浜区総務課
施設名	配布場所																		
千葉市役所	高層階7F Aカウンター																		
中央区役所	きぼーる11F 中央区総務課カウンター																		
花見川区役所	1F 情報コーナー、2F 花見川区総務課																		
稲毛区役所	1F 情報コーナー																		
若葉区役所	3F ロビー																		
緑区役所	2F ロビー																		
美浜区役所	1F 情報コーナー、3F 美浜区総務課																		
2-15	申請	申請書には、いつ時点の従業員数を記載すればよいですか？	申請書における従業員数は、申請日時時点の従業員数としてください。 ただし、申請日時時点の従業員数により、はじめて中小企業者に該当する場合は、別途、現在の従業員数がわかる書類の写しを追加資料としてご提出ください。																
2-16	申請	誓約書・同意書（様式第2号）は、事業所の所在地や名称も自署する必要があるか？	事業所の所在地や名称の欄は、押印や印字による記載で構いません。 ただし、代表者職・氏名欄の「氏名」については、必ず自署してください。 （法人の場合は代表者の自署、個人事業者は本人の自署） オンライン申請の場合には、自署した書類をスキャナーなどにより、PDFなどの電子データに変換していただき、その後、申請画面上で添付していただきます。																
2-17	申請	申請手続上、押印は必要か？ また、署名は必要か？	押印は不要です。 誓約書・同意書（様式第2号）の代表者職・氏名欄の「氏名」については必ず自署してください。 （法人の場合は、代表者の「氏名」のみ自署が必要）																
2-18	申請	支援金の受け取りを代理でできますか？	「支援金の受け取り（申請者名義以外の口座への振込）」を代理で行う場合は、次の書類をご提出いただく必要があります。 ・委任状：①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言を記載 ・委任者と受任者それぞれの本人確認書類の写し ※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）等																
2-19	申請	開業月の確認方法は？	次の書類の写しの提出で確認します。 【電子申告（e-Tax）している場合】 ①法人 法人設立届出書（受信完了の印字があるもの） または電子申告した際の受信通知（メール詳細） ②個人 個人事業の開業・廃業等届出書（受信完了の印字があるもの） または電子申請した際の受信通知（メール詳細） 【書面申告している場合】 ①法人 法人の設立等報告書（県税事務所の收受日印があるもの） または法人設立・設置届出書（市税事務所の收受日印があるもの） ②個人 個人の事業の開始等の報告書（県税事務所の收受日印があるもの）																
2-20	申請	確定申告書などは、いつの年の控えを提出すればよいですか？	【法人】申請日時時点で直近の事業年度の法人税確定申告書 【個人】申請日時時点で最新の所得税確定申告書 （確定申告を行っていない場合、申請日時時点で直近の市民税・県民税申告書）																

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾） Q & A

No.	種別	質問	回答
2-21	申請	対象経費の発生後に、事業形態を変更した場合はどうしたらよいか？	<p>業態変更前の確定申告書に加え、追加資料として事業が引き継がれていることを確認できる書類が必要です。</p> <p>【電子申告（e-Tax）している場合】</p> <p>①個人⇒法人 ※個人事業を廃業し、法人を設立した場合 個人事業の開業・廃業等届出書(受信完了の印字が必要) 法人設立届出書(受信完了の印字が必要)</p> <p>②法人⇒個人 ※法人を廃業し、個人事業を設立した場合 異動届出書（法人税法第15条、第20条） （税務署宛、受信完了の印字が必要） 個人事業の開業・廃業等届出書(受信完了の印字が必要)</p> <p>【書面申告している場合】</p> <p>①個人⇒法人 ※個人事業を廃業し、法人を設立した場合 個人の事業の開始等の報告書（県税事務所の收受日印のあるもの） 法人の設立等報告書（県税事務所の收受日印があるもの） または法人設立・設置届出書（市税事務所の收受日印があるもの）</p> <p>②法人⇒個人 ※法人を廃業し、個人事業を設立した場合 法人の設立等報告書（県税事務所の收受日印があるもの） または法人異動・変更届出書（市税事務所の收受日印があるもの） 個人の事業の開始等の報告書（県税事務所の收受日印があるもの）</p>
2-22	申請	対象経費の発生後に、事業承継した場合はどうしたらよいか？	<p>事業承継前の確定申告書に加え、追加資料として事業が引き継がれていることを確認できる書類が必要です。</p> <p>【電子申告（e-Tax）している場合】</p> <p>①個人⇒個人 ※事業を引き継いだ場合 個人事業の開業・廃業等届出書(受信完了の印字が必要)</p> <p>②法人⇒法人 ※事業を引き継いだ場合 事業形態等に変更が生じたことが分かる資料</p> <p>【書面申告している場合】</p> <p>①個人⇒個人 ※事業を引き継いだ場合 個人の事業の開始等の報告書（県税事務所の收受日印のあるもの）</p> <p>②法人⇒法人 ※事業を引き継いだ場合 事業形態等に変更が生じたことが分かる資料</p>
2-23	申請	提出した確定申告書の記載事項に変更がある場合はどうしたらよいか？	<p>追加資料として、変更事項に応じて次の書類を提出してください。</p> <p>個人 「主たる事業所の所在地、名称（屋号）が変更」 （1）または（2）</p> <p>（1）電子申告（e-Tax）の場合 ①「個人事業の開業・廃業等届出書」（税務署提出済みの控え） ※受信完了の印字があるもの。印字がない場合は下記②も提出してください。 ②電子申告した際の「受信通知（メール詳細）」</p> <p>（2）書面申告の場合 「個人の事業の開始等の報告書」（県税事務所の收受日印のあるもの）</p> <p>「住所、氏名が変更」 ⇒本人確認書類の写し</p> <p>法人 「納税地が変更」 （1）または（2）のいずれか</p> <p>（1）電子申告（e-Tax）の場合 ①「異動届出書」（税務署提出済みの控え）※受信完了の印字があるもの。 印字がない場合は下記②も提出してください。 ②電子申告した際の「受信通知（メール詳細）」</p> <p>（2）書面申告の場合 「法人の設立等報告書」の控え（県税事務所の收受日印があるもの） または「法人の異動・変更届出書」（市税事務所の收受日印があるもの）</p> <p>「代表者、資本金が変更」 ⇒履歴事項全部証明書</p>
2-24	申請	法人及び個人の確定申告書、市民税県民税申告書の控えがない場合（未申告の場合）、給付対象となるか？	<p>税の申告の控えがない場合は、申請書類の不足により支援金を受給できません。</p> <p>税の申告は、事業を営むにあたり必要な手続きであるため、紛失等された場合については、申告を行った税務署、または市税事務所へご相談ください。</p> <p><参考>市税事務所 「花見川区、稲毛区、美浜区に居住している方」⇒西部市税事務所（043-270-3140） 「中央区、若葉区、緑区に居住している方」⇒東部市税事務所（043-233-8140）</p>
2-25	申請	所得税がかかっていない又は少額のため所得税の確定申告書の提出が不要であると言われたため、確定申告書の写しを添付することができない場合はどうしたらよいか？	<p>申請日時点で直近の市民税・県民税申告書の控え（両面）と収支内訳書の控え（1枚）の写しを取得し、提出してください。</p> <p>※いずれも收受日印が押印されている必要があります。市税事務所にお問い合わせいただき、ご相談ください。</p> <p><参考>市税事務所 「花見川区、稲毛区、美浜区に居住している方」⇒西部市税事務所（043-270-3140） 「中央区、若葉区、緑区に居住している方」⇒東部市税事務所（043-233-8140）</p>
2-26	申請	当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいか？	<p>電子通帳等の画像を提出してください。</p> <p>同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。</p>
2-27	申請	本人確認書類は、何を提出したらよいか？	<p>次のいずれかの写しを、住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面）※返納している場合は運転経歴証明書で代替可能 ・マイナンバーカード（表面のみ） ・在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面） <p>※上記本人確認書類を保有していない場合は、下記のいずれかで代替できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しとパスポート（顔写真の掲載されているページ） ・住民票の写しと各種健康保険の資格証明書（両面） <p>※各種健康保険の資格証明書は「記号」「保険者番号」「二次元コード」が見えないようにマスキングしてください。</p>

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾） Q & A

No.	種別	質問	回答
2-29	申請	共用部の電気料金を負担している場合、その分も対象としてよいか？	対象となります。負担された共有部の電気料金を含めて申請してください。
2-30	申請	領収書等は原本の提出が必要か？	提出いただいた書類は返却をしません。原本は不要ですので、A4サイズにコピーしたもの（A4 1枚に複数貼り付け可）を提出してください。
2-31	申請	電気料金などの使用日が10月16日～11月15日となっている場合、何月分となりますか？また、電気・ガスなど複数経費の合算で申請する場合に何月分になるか、考え方を教えてください。	電気・ガスが何月分かは、次の①～③のいずれかの方法で決めてください。 ①電気・ガスの請求書（領収書）等に記載の「〇月分」 ②「検針日」の属する月 ③利用期間に含まれる月：10月16日～11月15日など（この場合、10月分と11月分をどちらかで整理しても可） 複数経費の合算の場合、何月分かは利用した月と支払った月のどちらかで整理しても構いませんが、利用した月と支払った月を混在させることはできません。利用した月と支払った月どちらかに統一してください。
2-32	申請	ガソリンの請求書にガソリンスタンド名の表記がありません。この書類だけで申請可能ですか？	追加書類が必要です。レギュラー、ハイオク、軽油など、品目の表記のあるものをご提出ください。
2-33	申請	支店の請求書を提出予定です。宛先住所、宛名が支店になり、確定申告と異なるのですが？	個人事業者の場合で確定申告書で確認できない事業所・店舗の場合は、追加書類が必要です。個人事業の開業・廃業等届出書、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地等が確認でき、申請者との繋がり分かる書類をご提出ください。法人の場合は、請求書の宛先に法人名が明記されていれば追加書類は不要です。法人名が明記されていない場合は、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地等が確認でき、申請者との繋がり分かる書類をご提出ください。
2-34	申請	個人事業者ですが確定申告の事業所所在地を記入する欄に、誤って自宅住所を記載してしまいました。	追加書類が必要です。個人事業の開業・廃業等届出書、食品営業許可証、美容所検査確認証など、事業所所在地を確認できる書類をご提出ください。
2-35	申請	法人ですが、事業で利用したガソリン代などの支払に個人のクレジットカードを利用しているため、請求書やレシートなどの宛先に会社名の記載がありません。	会社の代表者のものであれば、確定申告で氏名の確認はできますが、代表者以外の従業員のカードの場合は、従業員と分かる書類の追加提出が必要です。※利用内容については、事業での利用分のみ計上してください。その場合、余白に「事業での利用分」などの追加記載が必要です。
2-36	申請	経営している店舗の経費を計上したいのですが、請求書等の宛先住所、宛名が店舗になっており、業種的に証明書がありません。	店舗を借りたときの賃貸契約書など、申請者との繋がり分かる書類をご提出ください。
2-37	申請	電気料金で計上したいのですが、請求書が店舗を賃借している建物のビル管理会社発行のものになります。	宛先住所、宛名が確定申告の記載事項と一致していて、利用月、電気代、金額の表記があれば提出可能です。宛先住所、宛名の店舗名などが確定申告書の記載事項と一致しない場合は、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地が確認できる書類をご提出ください。
2-39	申請	個人事業者ですが、会社も経営しており、社会保険に加入していますが、個人事業者として申請できますか？	申請可能です。経営会社の健康保険証と併せて経営会社の履歴事項全部証明書（3か月以内発行のもの）をご提出ください。被雇用者ではなく会社経営者（法人役員）である事が確認できれば、個人事業者として取扱います。
2-40	申請	法人です。二人代表制で、確定申告と通帳の代表者氏名が異なります。	履歴事項全部証明書（3か月以内発行のもの）を併せてご提出ください。代表者氏名を確認いたします。
2-41	申請	第3弾を受給しました。必要書類が重複していますが、再度提出する必要がありますか？	前回の申請から時間が経過しており、変更の有無などの確認のため、必要書類は再度提出をお願いします。
2-42	申請	個人事業者ですが、国民健康保険への加入については、どんな書類を提出すればよいですか？	次のいずれかの書類を提出してください。 (1) マイナ保険証に移行していない方 ・国民健康保険の「資格確認書」の写し (2) マイナ保険証の方 ・国民健康保険の「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」の写し ・マイナンバーから国民健康保険の資格情報（スクリーンショット又は印刷して提出してください） ※対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるものが必須です。内容が不十分な場合については、追加書類が必要となることがございます。（国民健康保険被保険者適用期間証明書等）
3-1	給付要件	中小企業でなくても対象となりますか？また、対象外となる業種はありますか？	中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等）の場合も申請書（様式第1号）の第1面の表中の各業種に規定される規模以下の場合は、本支援金の対象となります。対象となる業種は幅広く、医療機関、福祉施設、専業で農業を営む方なども対象となります。資本金又は出資金のない法人の場合は、常時使用する従業員の数が上記の表以下の場合に対象となります。政治団体、宗教団体等、対象外となる業種の詳細は「申請の手引き」10ページ「給付対象外となる場合」をご参照ください。
3-3	給付要件	申請日までに市外に移転した場合は対象となりますか？	【法人】 対象となりません。申請日時時点で市外に本店を移転された事業者は、給付の対象外となります。 【個人】 市外への引っ越し又は市外への事業所の移転を行った場合、以下のいずれかを満たす場合は給付の対象となります。 ①千葉市の居住者（住民票で確認）であること ②引き続き市内に主たる事業所（確定申告書等で確認）があること
3-4	給付要件	兼業していますが、対象になりますか？	個人事業者がアルバイトの副収入がある場合でも対象となります。具体的には、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。
3-5	給付要件	被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、給付を受けられますか？	受けられません。本業として事業活動をされている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられている者と見なし、対象外となります。なお、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾） Q & A

No.	種別	質問	回答
3-6	給付要件	自宅兼事務所の場合は申請できますか？また、領収書は一本となっていますがどのように記載すればよいですか？	申請可能ですが、自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料に家事費相当が含まれる場合は、税の申告と同様に、事業用に使用した経費を案分して算出し、事業用分のみを申請してください。
3-7	給付要件	市内に本店があり、市外に支店があります。対象経費は合算できますか？	合算できますが、1法人または1個人につき申請は1回までとなります。市内外に複数の事業所を有している場合の電気料・ガス料の利用総額は、市内外全事業所分を合算して算出することができます。
3-8	給付要件	個人事業者ですが住民票は市内にあり、事業所が市外にあります。対象となりますか？	対象となります。また個人事業者の方で住民票が市外にある方も、市内に主たる事業所がある場合は対象となります。
3-9	給付要件	確定申告書提出以降に規模を縮小し、申請時点において中小企業者となった場合は、申請が可能か？	申請が可能です。直近の確定申告書においては資本金や従業員数等の規模が確認できないため、規模を縮小したことが分かる資料（履歴事項全部証明書や常時使用する従業員の数が確認できる書類）を提出してください。
3-11	給付要件	申請日までに市外から市内に移転してきた場合は対象となるか？	<p>【法人】 申請日時時点で市内に本店（法人税の納税地）を有している事業者は対象となります。移転したことが分かる次の書類を提出してください。 （1）または（2）のいずれか （1）電子申告（e-Tax）の場合 ①「異動届出書」（税務署提出済みの控え） ※受信完了の印字があるもの。印字がない場合は下記②も提出してください。 ②電子申告した際の「受信通知（メール詳細）」</p> <p>（2）書面申告の場合 「法人の設立等報告書」の控え（県税事務所の收受日印があるもの） または「法人の異動・変更届出書」（市税事務所の收受日印があるもの）</p> <p>【個人】 申請日時時点で千葉市の居住者（移転は住民票の提出で確認）である、または市内に主たる事業所がある場合は対象となります。主たる事業所が移転した場合は、移転したことが分かる次の書類を提出してください。 （1）または（2） （1）電子申告（e-Tax）の場合 ①「個人事業の開業・廃業等届出書」（税務署提出済みの控え） ※受信完了の印字があるもの。印字がない場合は下記②も提出してください。 ②電子申告した際の「受信通知（メール詳細）」</p> <p>（2）書面申告の場合 「個人の事業の開始等の報告書」（県税事務所の收受日印のあるもの）</p>
3-12	給付要件	個人の場合で、不動産収入のみを有する場合は対象となるのか？	対象となりません。確定申告書上で事業収入を有する方を対象としています。
3-13	給付要件	個人の事業と法人を設立して事業をやっているが、両方対象になるか？	それぞれの事業形態で給付要件に該当する場合は、個人の事業と法人の事業の両方が対象となります。
3-14	給付要件	個人事業者が事業を行っているかは、収入の種類により判断するのか？	所得税の確定申告書において事業収入が計上されていることが判断基準になります。事業収入以外の収入で申告されている方については、個人事業の開業・廃業等届出書を提出されている方に限り、個人事業者として判断します。
3-15	給付要件	士業は対象になるか？	対象になります。
3-16	給付要件	保険の営業をしています、対象になるか？	法人の場合、法人の業種として対象になります。個人の場合、個人事業の開業・廃業等届出書を提出している場合でも、社会保険に加入している場合（自身経営の会社役員の場合を除く）は、個人事業者ではなく被雇用者とみなされるため対象となりません。
4-1	その他	いつ支援金が振り込まれますか？	申請書類などに不備がない場合は、概ね1か月半程度で指定口座への入金を予定しています。なお、支給が決定した方には、振込予定日が記載された給付可否決定通知書を送付します。
4-2	その他	外国語サービスはありますか？ I need foreign language service.	はい。英語と中国語で対応しています。必要な方は事務局までお問合せください。 For English and Chinese, language assistance services are available, please call (043-201-6800) or email (chibacity-chushoenergy@jtb.com) us.
4-3	その他	申請書の書き方が分からないので、教えてほしい。	事務局でご案内しますので、043-201-6800へご連絡をお願いします。土日祝日を除く、平日9:00～17:00までが電話受付時間となります。事務局にて対面でも相談対応します。あらかじめ電話予約をお願いいたします。
4-4	その他	税金上の取り扱い、課税となるのか？	この支援金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるため、原則課税対象となります。
4-5	その他	NPO法人であるが、確定申告を要さない事業内容のため、確定申告書の控えがないが？	確定申告の必要がないNPO法人等の場合は、活動計算書、正味財産増減計算書等を提出いただくこととなります。
4-6	その他	NPO法人で直近の事業報告書を提出していないが、ほかの書類で代用が可能か？	代用はできません。行政側が特例等により提出期限を延長している等あれば、ご相談ください。